

Weekly Report

第537日号
令和2年1月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和2年1月から変わる制度等（税制以外）

◎ハローワークの利用方法の変更……ハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなり、①求人票の様式が変わり、掲載する情報が詳細になる、②ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）とインターネットサービスが一本化され、同じ求人情報が公開される、③インターネットサービスで「求人者マイページ」を開設することで、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などができるようになります。

◎Windows 7のサポート終了……マイクロソフト社が提供するWindows 7のサポートが1月14日に終了し、不具合や脆弱性が発見された場合でもセキュリティ更新プログラムが提供されなくなりました。なお、Win7の「プロフェッショナル」と「エンタープライズ」は拡張セキュリティ更新プログラム（ESU）を購入した場合、緊急又は重要なセキュリティ更新プログラムの提供が受けられます。

◎法人番号等の公表時期の短縮……法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報（商号又は名

称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）が「国税庁法人番号公表サイト」に公表される時期について、1月14日から法人番号を指定後（従来は通知後）に公表されます。

◎令和2年以降の「国民の休日」……新天皇即位に伴い、「天皇誕生日」は2月23日になります。また、10月第2月曜日の「体育の日」が「スポーツの日」に名称変更されます。なお、東京オリンピックが開催される令和2年に限り、「海の日」は7月23日、「スポーツの日」は7月24日、「山の日」は8月10日になります。

スマホ申告の対象範囲の拡大等

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで申告書の作成やe-Taxによる送信ができます。

これまでスマホ専用画面の利用は、給与所得者（年末調整済み1か所）で医療費控除又は寄附金控除を適用する方に限られていましたが、令和元年分からは、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等雑所得がある方なども対象となり、全ての所得控除で利用できるようになるなど対象範囲が拡大しました。

また、スマホからマイナンバーカードを利用したe-Tax送信が可能になります。（マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマホが必要）。

「不動産の使用料等の支払調書」の提出

法人は個人に対して、その年中に支払った不動産の使用料（事務所の家賃等）が合計15万円を超える場合に、「不動産の使用料等の支払調書」を提出する必要があります。

法人に対して支払う家賃や賃借料については不要ですが、権利金や更新料等については提出が必要です。なお、家賃等の支払先が管理会社でも、貸主が個人であれば提出が必要となります。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税（7月～12月分）の納付期限は1月20日（月）です。